

# 郵 送 に よ る 転 出 届

安芸太田町長 様

住基カードまたはマイナンバーカードを利用した転出届を行う場合は、転入時に必ずカードを持参してください。

届 出 人	住 所				
	名 前				
	電話番号	-	-	【昼間に連絡できるところ】	
届 出 年 月 日		年	月	日	
転 出 年 月 日		年	月	日	
いままでの住所	広島県山県郡安芸太田町大字				
いままでの世帯主					
新しい住所					
新しい世帯主					
	転出される方の氏名・フリガナ	生 年 月 日		性 別	
1	フリガナ 氏 名	年	月	日	男 ・ 女
2	フリガナ 氏 名	年	月	日	男 ・ 女
3	フリガナ 氏 名	年	月	日	男 ・ 女
4	フリガナ 氏 名	年	月	日	男 ・ 女
5	フリガナ 氏 名	年	月	日	男 ・ 女

## 注意事項

- ・異動される世帯の中で住基カードまたはマイナンバーカードをお持ちの方がいらっしゃる場合は、転入時にその方のカードもあわせて持参してください。
- ・転入をした日から14日以内に転入の手続きおよび住基カードまたはマイナンバーカードの継続利用の手続きをしてください。この手続きが遅れると、カードでの転入手続きや継続利用ができなくなる場合があります。
- ・住基カードまたはマイナンバーカードをお持ちの方は、転入の手続きの際に暗証番号を入力していただきます。あらかじめ、暗証番号をご確認ください。
- ・国民健康保険や児童手当等、別途手続きが必要になる場合もあります。

## 送付先

- ・〒731-3810 広島県山県郡安芸太田町大字戸河内784番地1 安芸太田町役場 住民 課 (0826) 28-2116
- ・〒731-3501 広島県山県郡安芸太田町大字加計3505番地4 加計支所 住民生活課 (0826) 22-1111
- ・〒731-3702 広島県山県郡安芸太田町大字中筒賀1693番地1 筒賀支所 住民生活課 (0826) 32-2121